

船橋市児童相談所一時保護所給食運営業務事業者評価基準									
番号	評価項目		評価基準	配点				採点	
1	業務の理解度	一時保護所給食業務の基本姿勢	・特別な背景がある児童へ給食を提供する業務であることを理解しているか。 ・一時保護期間は2か月間を基本とされるが、場合によっては長期にわたる場合もある。その場合、3食提供することの重要性を理解しているか(発達・発育、食の指導、嗜好等)。 ・一時保護所は、365日稼働であり、年間を通して業務執行体制及び連絡体制等を維持する必要があることを理解しているか。 ・一時保護所は、幅広い年齢層の児童が入所する施設である。各児童の年齢に応じて食べやすいよう、調理を工夫することが出来るか。	30	50				30・24・18・12・6
2		一時保護所職員との連携	・業務を運営するうえで、市職員との連携の重要性を理解しているか。 ・一時保護所は、急な入退所が発生するため、食数及び入居者情報が突然変更する可能性がある。また、児童が外出時(登校など)の提供時間の変更など状況に応じた柔軟な対応をとることが出来るか。	20					20・16・12・8・4
3	業務執行体制	人員配置	・人員配置をどのように考えているか(人数、有資格者、経験者、正社員の割合等)。 ・人員確保のため、どのような取り組みを実施しているか。(地元雇用促進など) ・人材育成のため、研修等どのような取り組みを実施しているか。	15	30	200		250	15・12・9・6・3
4		勤務体制	・現場を支援・指導するための体制が整っているか。 ・職員が健康に働くための体制が整っているか(ISO14001の取得など)。 ・業務継続性の維持のため、次期受託者等へ向けた業務引継ぎ書等の作成ができるか。	15					15・12・9・6・3
5	安全対策	事故防止策	・異物混入、アレルギー、食中毒等事故防止および発生時のためにどのような取り組みを講じるか。 ・調理や配膳における衛生管理はどのように行えるか。	20	40				20・16・12・8・4
6		災害対策	災害時における対応や対策が整っているか。	20					20・16・12・8・4
7	個別対応	幼児・代替・宗教・緊急入所用食	・未就学児が食べやすいような工夫の仕方。 ・アレルギー代替食はどのようなものを提供できるか。 ・どのような種類の宗教食を提供できるか。 ・緊急入所児童用の食事の対応方法。	30	30				30・24・18・12・6
8	献立作成	・地産地消について。 ・旬の食材の取り入れ方について。 ・独自の創意工夫や強みについて。 ・児童のリクエストの取り入れについて。 ・栄養の質やバランスはどのように確保するのか	30	30	30・24・18・12・6				
9	「食」の指導に係る取り組み		・食育の内容や取り入れ方について。 ・乳幼児の摂食機能を理解しているか。	10	10				10・8・6・4・2
10	見積金額		最低価格提示者を10点とする。他は次の式により求めた点数とする。(最低価格提示者の提示金額/当該事業者の提示金額)×10点(小数点以下切捨)	10	10				
11	プレゼンテーション		・プレゼンテーションの内容が分かりやすく説得力があるか。 ・市の質疑への応答が的確であるか。 ・本業務に対する取り組み意欲が説明や質疑応答から読み取れるか。 ・児童虐待などの児童福祉に対し知見があり、理解が適切であるか。	50					50・40・30・20・10